

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

令和 8 年 8 月

1 事業者概要

事業名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第 18 号 3 番地 1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会ケアプランセンター
指定・事業所番号	平成 18 年 4 月 1 日指定 (1871700504)
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第 18 号 3 番地 1
電話番号	0776-67-5180
管理者名	水上 珠江
通常の実施地域	坂井市坂井町

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護支援専門員が、要介護状態等にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。 また、坂井地区広域連合、関係市町、地域包括支援センター、老人介護センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとします。

4 職員体制

従業員の職種	業務内容	員数	形態
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理 従事者の法令遵守に係る必要な指揮命令	1 名	常勤専従
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導や助言	1 名以上	非常勤
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2 名以上	常勤専従
事務職員	事業に必要な事務等	1 名	兼務

5 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12/29～翌年 1/3 を除く）
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

6 サービスの内容

- ◇ 要介護認定申請代行
- ◇ 課題の把握（アセスメント）
- ◇ 居宅サービス計画の原案作成
- ◇ サービス担当者会議（利用者、家族も参加してサービス担当者と意見交換）
- ◇ 居宅サービス計画の作成及び利用者又は家族への説明と同意
- ◇ サービス利用状況、目標達成の確認（モニタリング）
- ◇ 1 月 1 回以上利用者の居宅を訪問、利用者に面接

7 サービス利用料金

サービスの利用料金は別紙（別表 1）をご参照ください。

介護保険または生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、別表の利用料は不要です。ただし、利用者の介護保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。支払った金額は保険者（坂井地区広域連合）への申請によって払い戻されます。

8 サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替

① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する場合は、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（3）主治の医師及び医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

9 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ③ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ④ 本事業所において作成された居宅サービス計画のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（別表2）のとおりです。居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

10 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、利用者の家族、坂井地区広域連合等に報告をするとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

11 緊急時の対応方法

本事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

12 秘密の保持と個人情報の保護

（1）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

（2）個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1 3 苦情の受付

(1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 ケアプランセンター	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5180 (担当 水上) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (国民の祝 日法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
-------------------------	--

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (国民の祝 日法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護 保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団 体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1 自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録（電話、面接、メール、FAX 等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

1 4 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止責任者の設置

【虐待防止責任者】 水上 珠江

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための委員会の定期開催

1 5 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 6 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じています。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための委員会を定期開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従事者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練の実施

1 7 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従事者に対する業務継続計画について周知
- (2) 従事者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

1 8 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

19 その他

① 居宅サービスの実施にあたって、利用者宅の電話を使用させていただくことがあります。

② 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者、家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

20 その他の運営に関する重要事項

ここに定めるもののほか、センターの運営に関する重要事項は本会長が定めるものとします。

ケアプランセンター 利用料金表

(別表1)

R 8. 6

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、坂井地区広域連合が定める基準によるものと
し、当事業所の地域区分は「その他」となり、1 単位の単価は10円です。自己負担については、
当該事業所が法定代理受領サービスである時は、無料となります。ただし、給付制限を受けてい
る場合においては、その制限に応じて、法定代理受領サービス費の一部あるいは全額をお支払い
いただきます。給付制限等は、市町から交付される介護保険証でご確認ください。
なお、国の介護給付費体系の変更があった場合には、坂井地区広域連合の示す額に変更します。

(1) 基本利用料

基 本	介護度	基本単位	利用料
居宅介護支援費 (I)	要介護 1・2	1,086	10,860 円
	要介護 3・4・5	1,411	14,110 円

(2) 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算	算定要件・回数	基本単位	利用料
初回加算	新規、要支援者が要介護認定を受けた場合、又は要 介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に、(1 月につき)	300	3,000 円
特定事業所加算 (A)	困難ケースへの対応や専門性の高い人材の確保、 医療、介護連携等の取組みにより質の高いケアマ ネジメントを実施している場合 (1 月につき)	114	1,140 円
特定事業所医療 介護連携加算	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間に おいてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上 算定した場合 (1 月につき)	125	1,250 円
入院時情報連携 加算 (I)	利用者が病院等に入院した日に、必要な情報提供 を行った場合 (1 月につき)	250	2,500 円
入院時情報連携 加算 (II)	利用者が病院等に入院した日の翌日又は翌々日 に、必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)	200	2,000 円
退院・退所加算 (I) イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレン ス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入 所期間中 1 回を限度)	450	4,500 円
退院・退所加算 (I) ロ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレン スにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	600	6,000 円
退院・退所加算 (II) イ	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレン ス以外の方法により 2 回以上受け場合 (入院又は 入所期間中 1 回を限度)	600	6,000 円
退院・退所加算 (II) ロ	上記同様「内 1 回はカンファレンスによる場合」 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	750	7,500 円
退院・退所加算 (III)	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレン ス以外の方法により 3 回以上受けた「内 1 回はカ ンファレンスによる」場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)	900	9,000 円

加算	算定要件・回数	基本単位	利用料
通院時情報 連携加算	診察に同席し、必要な情報提供を行う。医師等から必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合（1月につき1回）	50	500 円
緊急時等居宅カン ファレンス加算	病院等の求めにより、医師・看護師等と共に利用者宅でカンファレンスを行い、要点を居宅サービス計画等に記載した場合（1月につき2回）	200	2,000 円
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針を利用者、家族の意向を把握した上で、その死亡前14日以内に2日以上訪問し、主治医及びサービス事業者へ情報提供した場合（1月につき）	400	4,000 円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	事業実施地域（坂井町）を越えてサービスを提供する場合	基本利用料の5%	
介護職員等処遇改 善加算（Ⅰ）	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件と定量的要件を満たす場合	所定利用料の2.1%	

重要事項説明書

(介護予防支援事業)

令和8年8月

1 事業者概要

事業名	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
代表者名	会長 関 輝勝
電話番号	0776-68-5070

2 事業所概要

名称	坂井市社会福祉協議会ケアプランセンター
指定・事業所番号	令和8年5月1日指定(1871700504)
所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電話番号	0776-67-5180
管理者名	水上 珠江
通常の実施地域	坂井市坂井町

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所は、要支援認定（要支援1・2）を受けた高齢者等に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とします。
運営の方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。 (2) 利用者の心身の状況や環境等に応じて、選択に基づき、設定された目標を達成するために、適切な保健医療福祉サービスが、多様な事業者から、総合的・効率的に提供されるよう配慮します。 (3) 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定介護予防サービス等が特定の種類、事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援を提供します。 (4) サービスの提供方法等について、利用者やその家族に対し、懇切丁寧に、理解しやすいように説明を行います。 (5) 坂井地区広域連合、坂井市、地域包括支援センター、医療機関、指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者等、住民等地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

4 職員体制

従業員の職種	業務内容	員数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理等	1名
主任介護支援専門員	介護支援専門員に対する指導や助言	1名以上
介護支援専門員	介護予防支援サービス等に係わる業務	2名以上
事務職員	事業に必要な事務等	1名

5 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12/29～翌年 1/3 を除く）
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

6 サービスの内容

- （１）介護予防支援の相談
- （２）アセスメント（状態の把握・課題分析）
- （３）介護予防サービス支援計画（ケアプラン）の作成
- （４）サービス担当者会議の開催
- （５）介護予防サービス支援計画の交付
- （６）サービス提供事業者等との連絡調整及び関係機関との連携
- （７）サービス実施状況の把握（モニタリング・評価）及びケアプランの見直し
- （８）居宅への訪問（おおむね 3 月に 1 回）
- （９）その他認定更新等に係る支援

7 サービス利用料金

指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、下記のとおりとなります。自己負担については、当該事業所が法定代理受領サービスである時は、無料となります。ただし、給付制限を受けている場合においては、その制限に応じて、法定代理受領サービス費の一部あるいは全額をお支払いいただきます。給付制限等は、市町から交付される介護保険証でご確認ください。

なお、国の介護給付費体系の変更があった場合には、坂井地区広域連合の示す額に変更します。

【基本利用料】

- ・介護予防支援費（要支援 1・2） 1 月 4,720 円

【加算】 要件を満たす場合、基本利用料に以下の利用料金が加算されます。

- ・初回加算 新規に指定介護予防支援を行った場合 1 回 3,000 円
- ・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
通常の実施地域(坂井町)を越えてサービスを提供する場合 基本利用料×5%
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1 月の総単位数×2.1%（R8 年 6 月から）

8 秘密の保持と個人情報の保護

- （１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

本事業所及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- （２）個人情報の保護について

本事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします

本事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9 苦情の受付

(1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 ケアプランセンター	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 67-5180 (担当 水上) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (国民の祝日 法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
-------------------------	--

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15 (国民の祝日 法に規定する休日及び12/29～翌年1/3を除く)
坂井市高齢福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番 電話 50-3040 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
坂井地区広域連合介護 保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫第40号15番地 電話 91-3309 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県国民健康保険団 体連合会	所在地 福井市西開発4丁目202番1 自治会館4階 電話 57-1614 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録 (電話、面接、メール、FAX 等による申し出に対応)
- ② 苦情の連絡 (責任者、第三者委員への連絡)
- ③ 苦情の確認と報告 (担当者による事実等の確認)
- ④ 話し合いの試み (解決案の提示、意見聴取)
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き (広報等による公表、記録、再発防止策の検討)

10 事故発生時の対応

介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、利用者の家族、坂井地区広域連合等に報告をするとともに、必要な措置をとります。損害賠償が発生した場合はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対応いたします。

1 1 緊急時の対応方法

本事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

1 2 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の設置及び定期的な研修会を実施し、虐待が疑わしい時の速やかな通報が行えるよう、次の責任者を設置しています。

【虐待防止責任者】 水上 珠江

1 3 身体拘束等の適正化のための措置

本事業所では、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延の予防のため、委員会を定期的に開催し、指針の見直し、従事者に対する必要な研修及び訓練を実施します。

1 5 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、定期的な見直し、従事者に対する必要な研修及び訓練を実施します。

1 6 ハラスメント対策について

本事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従事者の就業環境が害されることを防止するためハラスメントに関する方針を明確化し必要な措置を講じています。下記のような行為によりサービスの提供を困難にし、関わった従事者の心身に悪影響を及ぼした場合、事実確認、録音・録画の撮影、関係機関への連絡・相談等必要な対応を行います。改善が認められない場合は、サービス提供の中止や、状況によっては利用契約を解除させていただく場合があります。なお、対象は、利用者及びその家族等となります。

① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

叩く、引掻く、つねる、首を絞める、唾を吐く、物を投げる、蹴る、手を払いのけるなど

② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為）

大声を発する、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、刃物をちらつかせる、特定の従事者への批判的な言動、嫌がらせ、介護計画書にないサービスの要求や理不尽なサービスの要求、長時間の電話、理不尽な苦情の申し立てなど

③ セクシュアルハラスメント（性的言動、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

性的な言動を繰り返す、必要もなく体を触る、抱きつく、いかがわしい写真等を見せる、無関係に下半身を出して見せるなど

④ その他の行為

サービス利用中の写真や動画撮影・録音等を無断で SNS 等に掲載することなど

17 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 担当の介護支援専門員は、サービス提供時に決定します。
- (2) 事業所の都合により、介護支援専門員を交代する場合がありますが、ご契約者に対してサービス上不利益が生じないよう十分に配慮します。
- (3) 選任された介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する場合は、事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。
- (4) 介護予防支援事業の契約中に利用サービスが総合事業のみになった場合、6ヶ月以内であればそのまま継続利用できます。

18 その他の運営に関する重要事項

- (1) センターは、従事者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。
- (2) 前号の研修実施に当たっては、坂井地区広域連合、坂井市及び他の介護予防支援事業者等との連携に努めます。
- (3) センターは、介護予防支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供の完結から5年間保存します。なお、記録は、閲覧及び複写することができますが、複写にかかる費用は自費となります。
- (4) ここに定めるもののほか、センターの運営に関する重要事項は本会長が定めるものとします。